

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課・振興課

介護保険最新情報

今回の内容

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業」及び
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」等の
国民健康保険団体連合会への業務委託について
計 3枚（本紙を除く）

Vol.855

令和2年7月2日

厚生労働省老健局

介護保険計画課・振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937、3996、2260）
FAX：03-3503-7894

医政支発 0702 第 1 号
医政医発 0702 第 2 号
障企発 0702 第 1 号
障障発 0702 第 1 号
老介発 0702 第 1 号
老振発 0702 第 1 号
保国発 0702 第 1 号
令和 2 年 7 月 2 日

都道府県 衛生主管部（局）長
指定都市 民生主管部（局）長
中核市 高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公印省略）
厚生労働省医政局医事課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）
厚生労働省老健局介護保険計画課長
（公印省略）
厚生労働省老健局振興課長
（公印省略）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」等の国民健康保険団体連合会への業務委託について

医療制度、介護保険制度及び障害福祉制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事

業の実施について」(令和2年老発0515第1号)の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づく事業及び「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について」(令和2年5月29日障発0529第1号)の別紙「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づく事業(以下「第一次補正予算事業」という。)における都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)から事業者への助成の支払いについては、早期対応の観点から、都道府県等からの直接支払を基本としていますが、今後、対象となる事業所が増加した場合への対応として、各都道府県等が国民健康保険団体連合会へ支払事務の一部を委託して行うことも考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和2年6月16日医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号)の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」に基づく事業、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について」(令和2年6月19日老発0619第1号)の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱」に基づく事業及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害福祉サービス等分)の実施について(令和2年6月25日障発0625第2号)」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)実施要綱」に基づく事業(以下「第二次補正予算事業」という。)における都道府県から事業者への助成等の支払いについては、その重要性、緊急性に加えて対象医療機関及び事業所が相当数にのぼることから、各都道府県が国民健康保険団体連合会へ申請受付及び支払事務等を委託して行うことが想定されます。

今般、これらの委託に係る手続きの円滑化に資するよう、必要な手続きについて下記のとおり整理いたしましたので、各都道府県及び各国民健康保険団体連合会において参考に供されますよう、宜しくお願いいたします。

記

1. 国民健康保険団体連合会における規約の改正について

規約の改正の要否は最終的には各国民健康保険団体連合会において判断するものであるが、国民健康保険団体連合会は診療報酬、介護給付費、障害介護給付費の審査及び支払いに関する事業を行うものであるところ、第一次補正予算事業の支払事務及び第二次補正予算事業の申請受付及び支払事務等は、対象医療機関・事業所等(以下、「対象施設等」という。)が医療、介護、障害福祉の各サービスを継続的に提供するために必要な支援に係る事務であることから、「国民健康保険団体連合会規約例」(昭和34年保発第6号)第六条第6項に定める「都道府県、市町村、都道府県知事又は市町村長が行う医療、保健等に関する事業のうち前五項に掲げる事業に密接な関連を有する事業」に該当し、その委託に当たって、国民健康保険団体連合会において特段の規約改正を要するものではないと考えられること。

なお、同項に相当する規約を定めていない等、検討の結果、改正が必要であると判断さ

れた場合であっても、対象施設等への迅速な支払い及び新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、理事の専決による処分や、書面による総会の開催についてご検討いただきたいこと。

さらに、都道府県知事においては、本件に関する規約改正の認可について、本件の重要性及び緊急性に鑑み、可能な限り速やかに審査いただくようお願いすること。

2. 都道府県等から国民健康保険団体連合会に対する委託に係る契約書例について

都道府県等から国民健康保険団体連合会への委託に係る契約書例について、対象事業ごとに別添1～5のとおりお示しするため、ご参考いただきたいこと。

3. 国民健康保険団体連合会における会計処理について

国民健康保険団体連合会において第一次補正予算事業の支払事務又は第二次補正予算事業の申請受付及び支払事務等の委託を受けた場合は、一般会計において、会計処理を行うこと。これに伴う、「国民健康保険団体連合会の予算及び決算における勘定科目等の例」（平成25年保国発0329第4号）の改正については、別途お示しすること。

4. 委託に係る費用負担について

本通知に基づく業務委託費については、都道府県等の事務費支援事業として第一次補正予算事業及び第二次補正予算事業の対象となること。

以上